

**「職能開発基金への拠出金レート、拠出金徴収方法、  
及び拠出金計算の基準として使用する最低・最高賃金  
についての労働省布告」**

**日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編**

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

●職能開発基金への拠出金レート、拠出金徴収方法、及び拠出金計算の基準として使用する最低・最高賃金についての労働省布告

(前文省略)

第一項

本布告を「職能開発基金への拠出金レート、拠出金徴収方法、及び拠出金計算の基準として使用する最低・最高賃金についての労働省布告」と呼ぶ。

第二項

本布告は官報公示日の翌日から施行する。[注／官報公示日は2009年11月23日]

第三項

以下を廃止する。

(一) 仏暦二五四七年四月一二日付けの職能開発基金への拠出金レート及び拠出金徴収方法についての労働省布告。

(二) 仏暦二五四七年四月一二日付けの職能開発基金への拠出金計算の基準として使用する最低及び最高賃金についての労働省布告。

第四項

本布告において、

「拠出金(グン・ソムトップ)」とは、仏暦二五四五年職能開発振興法令の第二九条に基づく事業者が、被雇用者に職能訓練を実施しない、または実施しているが定められた割合に達していない場合に職能開発基金に納入する拠出金を意味する。

「年(ピー)」とは、暦年を意味する。

第一章

拠出金レート、拠出金計算の基準として使用する最低及び最高賃金

第五項

職能開発基金に拠出金を納入する義務を有する事業者は、第六項に定めた最低及び最高賃金により、職能訓練を実施していない被雇用者数の割合に基づき、拠出金納入のある年の前年に事業者が支払った賃金の1%のレートで基金に拠出金を納入する。

第六項

仏暦二五四五年職能開発振興法令の第二九条に基づく拠出金計算の基準として同一のレ

一トで最低及び最高賃金を使用する。このとき労働保護法に基づく最低賃金に30を掛けた額を月額として定める。

## 第二章

### 拠出金徴収方法

#### 第七項

事業者は拠出金を年ごとに支払う。

拠出金は、第六項に基づく最低及び最高賃金額に職能訓練を実施していない被雇用者、または職能訓練を実施しているが定められた割合に達していない被雇用者の数を掛け、さらに各年に拠出金を納入する義務を有する月数を掛け、100で割って計算する。

#### 第八項

拠出金納入義務のある事業者は、翌年の三月までに、局長が定めたところに基づき拠出金納入を示す書式を提出する。

拠出金納入は拠出金納入を示す書式提出とともに納入する。

#### 第九項

事業者は事業所の所在地の職能開発局の部署に拠出金納入を示す書式を提出する。

事業者が別の地区に支店を有する、または別の地区で被雇用者が働いている場合、本店所在地の職能開発局の部署に、全部の被雇用者数を合わせて合計拠出金を示す書式を提出する。

事業者が支店のある、または被雇用者が働く地区で書式を提出したい場合、本店が所在する地区の職能開発局の部署にまず申請書を提出する。

バンコク都であれば職能開発局またはバンコク職能開発センターに、地方県であれば地方職能開発施設またはその県の職能開発センターに提出する。

(おわり)